

平成27年3月27日

世田谷区学童保育クラブ父母会連絡会  
第六ブロック会

砧小父母会長	平林 謙一 様
砧南小父母会連絡係代	伊藤 雅代 様
祖師谷小父母会長	藤田 仁美 様
千歳小父母会代表	神野 康子 様
塚戸小父母会長	森川 英治 様
明正小父母	西山 欣男 様
山野小父母会渉外	神子島 恵美子 様
第六ブロック会代表	千葉 哲 様
	高取 亮太 様

世田谷区子ども・若者部児童課長 小野 恭子  
世田谷区教育委員会事務局  
生涯学習・地域・学校連課長 林 勝久

### 要望書に対する回答について

日頃より、新BOP事業をはじめとする児童の健全育成にご協力を賜り、感謝申し上げます。

平成27年度要望書につきまして、下記のとおり回答をさせていただきます。

### 記

#### 要望1 学童クラブとの連絡手段を整備して下さい。

現在、学童クラブと保護者の連絡手段は、電話（および留守番電話）、FAX、連絡帳の3つに限られています。日常の連絡手段（休み、帰宅時間、お迎えの有無など）としてはこの3つでやり取りをしていますが、災害時などの連絡手段としては電話およびFAXは一回線であるため適さないと思われます。現在は小学校においてもEメールが活用されるようになってきました。学童クラブにおいても、Eメールでの連絡が可能になると災害時のみではなく、ゲリラ豪雨などの一時的な緊急事態における一斉連絡が可能となり、職員の皆様にとっては負担軽減、保護者にとっては安心につながると思われます。学童にインターネット回線が引かれてないのであれば、各学童クラブに携帯電話を1つ設置するなどの対応も可能ではないでしょうか。是非ご検討をお願いします。

災害時の保護者の方に向けてのインターネット等を活用した連絡・確認体制については、今後の課題としてまいります。

#### 要望2 常勤職員の配置基準を、現行の「95人で加配」から引き下げて下さい。

常勤職員の皆様の日々のご尽力には誠に感謝いたしております。近年の学童利用率の上昇に伴い、規模の拡大のみならずニーズが多様化している結果、常勤職員

の皆様にとっての負荷が極端に高くなっているようです。残念ながら、必要な連絡が届かないなどの問題事象も発生しています。常勤職員の方々は日々努力くださっていますが、子どもの人数に対して現行の常勤職員の数では既に限界を超えていると思われます。子ども達が、安心して過ごせる環境を職員の皆様に提供していただけるよう、常勤職員を増員して下さい。

常勤職員の配置については、現行基準による配置となりますが、要配慮児童数や各新BOPの施設状況等も勘案し、必要に応じて、常勤職員のほか指導員や臨時職員の加配も行っております。

新BOP運営は、新BOP事務局長をはじめ、児童指導職員、新BOP指導員、臨時職員という職員全員による一体的な運営により充実を図ってまいります。

**要望3 「安全対策マニュアル」の内容の点検・見直し・改善をし、安全対策を強化してください。**

東日本大震災後には子ども達の安全を最優先に、安全対策マニュアルを早期に見直しいただき、ありがとうございました。

安全対策マニュアルには、そこに示された基本的な方針に沿って、それぞれの新BOPが具体的な運用マニュアルを作成するように記されています。しかし、現在は各新BOPの運用マニュアルは開示されておらず、利用者はその整備状況を知り得ません。早急に整備状況・運用内容を開示し、できれば保護者の声も反映した改善を希望します。災害はいつ起きるか分からない状況であるため、できるだけ早い教化をお願いいたします。

現在、各新BOPでは、東日本大震災の発生等を踏まえ24年度に改訂した「新BOP安全対策マニュアル」に基づき、各新BOPで、定期的な避難訓練や安全点検等を行っております。こうした各新BOPでの取り組みについては、連絡協議会、保護者会等で説明するように努めます。

**要望4 BOP参加児童の弁当持参の試行期間を継続してください。また、その利用者の条件を見直してください。**

4年生以降のBOP参加児童について、部分的に弁当持参が認められるようになり、多くの保護者から「非常に助かっている」という声が上がっています。現在、試行期間にありますが、是非とも引き続き弁当持参できるようお願いします。また、現在のところ、対象となる生徒は、3年生の3月まで学童クラブに在籍した者に限定されており、保護者の就労状況の変化や一時的な家庭の事情により、弁当持参が許可されない場合が出ています。実際の必要性に応じて許可されるように、条件や手続きを見直して下さい。

平成27年度からは、ゆるかな支援として、BOPでの生活に不安がある4年生のBOP登録児童を対象に、保護者の方との相談のうえ自立に向けた支援を段階的に継続する中で、児童の状況に応じて、BOP利用時の弁当持参を受入れます。支援の期間は最長で8月末までとします。

要望5 利用料の収支を開示してください。

平成25年度より、学童利用料が5000円に引き上げられました。学童、新BOPには多くの子どもたちが通っており、人的資源や設備・おやつ代などさまざまな支出があることは理解できます。しかし、利用者としても、利用料を払っている以上、その収支（あるいは、支出）がどのようなになっているのかについて知る必要があると思われます。現在の金額が適正なのか、場合によっては、引き下げ、あるいは、引き上げた方がいいのかについて考える機会が必要と考えます。利用料の収支の開示をしてください。

利用料と併せての新BOPの収支については、さきの新BOP運営委員会で説明をさせていただいたところですが、今後も機会をとらえて新BOP学童クラブにかかる経費（歳出）と利用料（歳入）につきましての説明につとめてまいります。

以上